ご案内

市民緑地制度について

１．市民緑地制度とは

都市計画区域内の一定規模以上の土地所有者と市民緑地契約を締結し、住民の利用に供する緑地の創出を図る制度です。土地所有者においては、維持管理の負担がなくなるほか、税制上の優遇措置があります。なお、市民緑地の指定にあたっては、周辺の状況や面積などの要件を満たしているか審査があります。

２．市民緑地制度の特徴と保存樹林の比較

		市民緑地	保存樹林
土地所有権		土地所有者 （市に無償賃貸借）	土地所有者
助成等		①都市計画税・固定資産税が非課税 ②相続税・贈与税に係る土地評価額が２割控除※1	緑化奨励金として都市計画税・固定資産税相当額（毎年）を助成
契約関係	契約期間	５年以上（自動更新）	５年（更新手続あり）
	解除通知	必要 （解除する６か月前まで）	不要 （解除申出書の提出）
	解除時の返還金	なし	あり（協定者死亡による解除を除く）
管理	維持管理	市又は自治会等	土地所有者
	市民等の立入り	可	不可
	施設	（必要に応じて） 園路、広場、柵、ベンチ等を設置	なし
主な指定要件	区域	都市計画区域（市内全域）のうち、公園・緑地が不足している地域※2	市街化区域
	管理	近隣住民による一定の管理が期待できること※2	土地所有者による適切な管理ができること
	面積	３００㎡以上	５００㎡以上

※１　控除条件：契約期間２０年以上

※２　いずれかを満たすこと

手続きには時間を要しますので、ご検討いただける際はお早めにご連絡いただけると幸いです。
また、本制度に関するご質問等がございましたら、下記連絡先にお問合せください。

連絡先：大和市　みどり公園課　みどり推進係（電話：０４６－２６０－５４５１）